

## 大口町特定建設工事共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大口町が一般競争入札にて発注する建設工事で、大規模であって技術的難度の高い工事を施工する場合の确实かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、共同企業体とは、大口町が発注する特定の工事施工を目的として、業者が工事ごとに結成する共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 設計金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が5億円以上の建築一式工事又は土木一式工事。
- (2) 特殊な技術等を要する工事、又は他の発注機関が共同企業体で施工する工事に関連する工事で、共同企業体による効果的かつ円滑な共同施工が必要と認められる工事。
- (3) 町長が特に必要と認める工事。

(共同企業体の構成)

第4条 共同企業体の構成は、対象工事の公告により定める。

(構成員の数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、3社以内とする。

(構成員の資格)

第6条 共同企業体の構成員は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 対象工事の工種について、最新の大口町入札参加資格者名簿に登載されている者。
- (2) 対象工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を

有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得る者。

(出資比率)

第7条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう構成員数を勘案して、次の各号に定めるものとする。

(1) 2社の場合 30パーセント以上

(2) 3社の場合 20パーセント以上

(共同企業体の代表者)

第8条 共同企業体の代表者は、構成員のうちでより大きな施工能力を有し、かつ出資比率が最大であるものとする。

(結成方法)

第9条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(入札参加資格の申請)

第10条 結成された共同企業体が競争入札に参加しようとするときは、大口町制限付一般競争入札実施要綱に基づき、一般競争入札参加申出書のほかに、次の各号に定める書類を、公告で指定する期日までに町長に提出しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第1）

(2) 委任状（様式第2）

附 則

この訓令は、令和4年3月1日から施行する。

様式第1（第10条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 大口町が発注する \_\_\_\_\_ 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を  
含む。以下「当該工事」という。）の請負

(2) 前号に付帯する工事

（名称）

第2条 当共同企業体は、 \_\_\_\_\_ 特定建設工事共同企業体（以下「当企業  
体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を \_\_\_\_\_ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に成立し、当該工事の請負契  
約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該工事を請け負うことができなかった場合、当企業体は、前項の規定にか  
かわらず、当該工事の請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

様式第1（第10条関係）

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、（商号又は名称） \_\_\_\_\_ を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、当該工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行使することを名義上明らかにした上で、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに入札書の提出、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。

商号又は名称	_____	_____ %
商号又は名称	_____	_____ %
商号又は名称	_____	_____ %

2 当該工事について発注者と契約内容の変更増減があった場合においても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

3 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、全構成員による運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請負人の決定その他当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、当該工事の完成にあたるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、当該工事の請負契約の履行及び下請負契約の履行、並びにその他当該工事の施工に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

様式第1（第10条関係）

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は\_\_\_\_\_とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引をするものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果、利益を生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果、欠損を生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、発注者及び他の全構成員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3 前1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合は、残存構成員の出資の割合は、脱退した構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還する。

5 決算の結果利益を生じた場合においては、脱退した構成員に利益金の配当は行

様式第 1 (第 10 条関係)

わない。

(構成員の除名)

第 17 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが工事途中において重要な義務の不履行並びにその他の除名し得る事由を生じた場合は、他の全構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

2 前項の規定により、構成員を除名した場合は、当該構成員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合は、前条第 2 項から第 5 項までを準用する。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合には、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用する。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退若しくは除名された場合、又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、他の全構成員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても当該工事につき契約不適合があったときは、構成員は共同連帯してその責に任ずる。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、第 9 条に規定する運営委員会において定める。

\_\_\_\_\_ほか \_\_\_\_\_社は、以上のとおり \_\_\_\_\_ 特定建設  
工事共同企業体協定を締結したので、その証として本協定書 \_\_\_\_\_ 通を作成し、各  
構成員が記名押印のうえ、各自 1 通を保有するほか、発注者に 1 通提出する。

様式第1 (第10条関係)

年 月 日

代表構成員 住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

構 成 員 住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

構 成 員 住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

# 委 任 状

年 月 日

大 口 町 長

特定建設工事  
共同企業体の名称

委任者 (構成員)	住 所 商号又は名称 代 表 者
--------------	------------------------

私は、\_\_\_\_\_について\_\_\_\_\_を代理人  
と定め、当企業体の成立の日から解散の日まで、下記の権限を委任します。

受任者 (代表構成員)	住 所 商号又は名称 代 表 者
----------------	------------------------

記

(委任事項)

- 1 入札及び見積りに関する事項
- 2 契約締結、変更及び解除に関する事項
- 3 契約代金（前払金及び中間前払金又は部分払金を含む。）請求及び受領に関する事項
- 4 契約保証金の納付及び受領に関する事項
- 5 その他契約締結に関する事項
- 6 共同企業体の結成に関する事項
- 7 前記事項に関する復代理人選任に関する事項